

平成24年 4月 1日制定

平成25年 6月19日改正

平成27年10月 1日改正

平成29年 4月 1日改正

役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人 障友会

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人障友会(以下法人という)の定款第 2 1 条の規定に基づき法人の役員(理事及び監事)等の報酬に関して必要な事項を定め、社会福祉法の規定に照らして妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

又、専任役員である理事に関する就任、再任年齢、在任期間などについて定めるとともに、評議員及びその他役員などにかかる報酬並びに名誉理事の設置に関することを定める。

(専任役員)

第 2 条 役員のうち専任役員(理事)とは、法人の職員でない理事のうち次のものをいう。

- (1) 理事長
- (2) 常務理事

(専任役員(理事)の再任年齢および在任期間)

第 3 条 専任役員(理事)の再任年齢および在任期間を次のように定める。

専任役員の再任年齢、在任期間については原則として以下に定めるとおりとし、在任期間は任期満了の日までとする。

名 称	再任年齢	在任期間
理事長	改選時満 7 0 歳未満	任期満了の日までとする
常務理事	改選時満 6 5 歳未満	任期満了の日までとする

- 2 法人運営の理由により必要と認められた場合は、理事会の承認の上、評議員会の決議を得て延長することができる。この場合にあつては最長 2 年の任期とする。

(専任役員の報酬及び執務)

第 4 条 専任役員の報酬月額は次に定める額とする。

名 称	報 酬 月 額
理事長	3 万円 + (執務日数 × 1 万円) 2 5 万円以内
常務理事	2 万円 + (執務日数 × 1 万円) 2 4 万円以内

- 2 法人の職員を兼ね、職員としての給与を受けている場合は役員報酬は支払わない。
- 3 役員が役員業務以外の職務に就いた場合は、役員報酬とは別に職務手当を支給する。
- 4 専任役員は、原則として法人本部にて執務するものとする。

(支給日)

第 5 条 専任役員の報酬は、毎月 2 5 日(支給日が銀行等休業日の場合は、前営業日)に支払う。

- 2 専任役員以外の役員などへの報酬及び実費弁償は、当該会議などに出席した都度に支払う。

第 6 条 法人役員等の報酬総額は評議員会で決定し、次の「報酬総額」を超えない範囲で支給することができる。

名 称	報 酬 総 額(年額)
理事長	290万円以内
(常務理事)	(270万円以内)
理事・監事	80万円以内
合 計	370万円(640万円)以内

※ただし、常務理事を法人職員が兼ねた場合は専任役員としての常務理事は不在となる

(理事会及び評議員会等への出席報酬等)

- 第 7 条 理事が理事会に出席したときは、別表 1 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表 1 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
- 4 第 4 条に該当する専任役員、法人の職員を兼ねる役員等は、この規定を適用しない。

(役員及び評議員等の勤務報酬等)

- 第 8 条 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設等の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償を支払うことができる。
- 2 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設等の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
- 4 第 4 条に該当する専任役員、法人の職員を兼ねる役員等は、この規定を適用しない。

(監事の報酬等)

- 第 9 条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設等への指導監査への立会い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 監事が理事会及び評議員会(出席)の日に前項の業務にあたった場合は第 1 項に規定する報酬等は支払わない。
- 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員選任・解任委員会委員の勤務報酬等)

- 第 10 条 評議員選任・解任委員会委員が評議員選任・解任の業務にあたった場合は別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 2 監事が評議員選任・解任委員会委員として業務にあたった場合は評議員選任・解任委員として報酬及び実費弁償費を支払う
- 3 第 4 条に該当する専任役員、法人の職員を兼ねる委員はこの規定を適用しない。
- 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

- 第11条 役員及び評議員等が理事長の命を受けて法人業務のために出張する場合は、別に定める旅費規程により旅費等を支給することができる。
- 2 旅費は実費を支給する。
 - 3 業務遂行に必要な経費について、実費を原則として支給することができる。
 - 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
 - 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。
 - 6 法人の職員を兼ねる役員等はこの規定を適用しない。

(報酬等の公表)

- 第12条 法人はこの規程をもって社会福祉法第59条の2、第1項第2号に規定する法人の役員等の報酬等の支給基準として公表する。

(名誉理事の設置)

- 第13条 名誉理事は理事長の推薦により理事会の承認を得て置くことができる。
- 2 名誉理事は、法人経営にかかわる事項の相談に応じることができる。又、理事会に出席して意見を述べる事ができる。
 - 3 出席報酬、勤務報酬ならびに出張旅費については、名誉理事もその支給の対象とすることができる。
 - 4 名誉理事の「任期」は定めない。

(改 廃)

- 第14条 この規程の改正及び廃止は、理事会の承認の上、評議員会の決議を得て行う。

附 則

1. 法人設立時役員については、この規程を適用しない。
2. この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
3. この規程は、平成25年 6月19日から改正する。
4. この規程は、平成27年10月 1日から改正する。
5. この規程は、平成29年 4月 1日から改正する。

補 則

この規程に定めのない事項に関しては、理事会の承認を得るものとする。

別表1 理事会及び評議員会等出席報酬等（日額）

名 称	報 酬 額	実費弁償費
理 事	10,000円	旅費規程に基づく旅費を支給

評 議 員	10,000円	同上
監 事	10,000円	同上

※1 ただし、ここに定める報酬額は源泉徴収税額控除後の額とする。

別表2 理事、監事及び評議員等の勤務報酬等（日額）

名 称	報 酬 額	実費弁償費
理 事	10,000円	旅費規程に基づく旅費を支給
監 事	10,000円	同上
評 議 員	10,000円	同上
評議員選任・解任委員会委員	10,000円	同上

※1 ただし、ここに定める報酬額は源泉徴収税額控除後の額とする。